

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する口をチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 年()第 号 物件番号
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。
	☐ 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日)令和 年 月 日	
買受申出人(法人) 代表者	法人の所在地
	法人の名称
	代表者氏名
	役員 別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおりに、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する口をチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人)本人用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 年()第 号 物件番号
陳述	私は、暴力団員等ではありません。
	私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。
	☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日)令和 年 月 日	
買受申出人(個人) 本人	住 所
	(フリガナ)
	氏 名
	性 別 ☐ 男性 ☐ 女性
生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する口をチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項	
1 代表者	住 所
	(フリガナ)
	氏 名
	性 別 ☐ 男性 ☐ 女性
生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日
2	住 所
	(フリガナ)
	氏 名
	性 別 ☐ 男性 ☐ 女性
生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日
3	住 所
	(フリガナ)
	氏 名
	性 別 ☐ 男性 ☐ 女性
生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日
4	住 所
	(フリガナ)
	氏 名
	性 別 ☐ 男性 ☐ 女性
生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員は、氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月 7日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 戸 出 周一郎

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年10月22日 午前 9時00分から 令和 7年10月30日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年11月 6日 午前 9時30分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7年11月19日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、 全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫 の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買 受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は 届出を要しない者に限り、買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため、令和 7年10月 7日午前9時から入札期間最終日午 後4時30分まで物件明細書、現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判 所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和 7 年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1	10,470,000 8,376,000		2,100,000	49,894	13,505
備考					



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 茨木市美沢町80番地11

建物の名称 南茨木ハイタウン美沢D棟

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 美沢町80番11-33

建物の名称 D-503

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 5階部分 68.26平方メートル

(附属建物)

符 号 1

種 類 物置

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 1階部分 2.37平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 茨木市美沢町80番11

地 目 宅地

地 積 4348.46平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権



物 件 目 録

敷地権の割合 1 0 0 0 分の 1 0



物 件 明 細 書

令和 7年 9月 1日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 上 本 聡 宏

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物件目録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 茨木市美沢町80番地11

建物の名称 南茨木ハイタウン美沢D棟

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 美沢町80番11-33

建物の名称 D-503

種 類 居宅

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床面積 5階部分 68.26平方メートル

(附属建物)

符 号 1

種 類 物 置

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床面積 1階部分 2. 37平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 茨木市美沢町80番11

地 目 宅地

地 積 4348.46平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権



物 件 目 録

敷地権の割合 1000分の10



令和7年(ケ)第145号
令和7年6月25日受理
令和 年 月 日提出
7.7.25

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 平 島 武 彦

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 茨木市美沢町 8 0 番地 1 1

建物の名称 南茨木ハイタウン美沢D棟

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 美沢町 8 0 番 1 1 - 3 3

建物の名称 D - 5 0 3

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 5 階部分 6 8 . 2 6 平方メートル

(附属建物)

符 号 1

種 類 物置

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 1 階部分 2 . 3 7 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 茨木市美沢町 8 0 番 1 1

地 目 宅地

地 積 4 3 4 8 . 4 6 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権



物 件 目 録

敷地権の割合 1000分の10



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	茨木市美沢町10番D-503 南茨木ハイタウン美沢	
建物	物件1	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居・物置(空き家)として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
管理費等の状況	☒ 次のとおり 管理費 9,000円 修繕積立金 12,000円	令和7年5月31日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある 令和6年7月分～令和7年5月分計231,000円 ☐ 不明
管理費等照会先	株式会社エヴァクリーン	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
敷地権	符号1	
現況地目	☒ 宅地(符号1) ☐ 公衆用道路(符号) ☐ (符号)	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
敷地権の種類	☒ 所有権(符号1) ☐ 地上権(符号) ☐ 賃借権(符号) ☐ (符号)	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 令和 年 月 日	
敷地権以外の土地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

- 1 表札等の表示
 - (1) 表札の表示 表示なし
 - (2) 集合郵便受けの表示 債務者の姓
 - (3) 集合表示板の表示 登記簿上の前所有者の姓
- 2 目的土地の現況について
 - (1) 目的土地の形状は、概ね建物図面（各階平面図）のとおりである。
 - (2) 本件敷地は、マンション「南茨木ハイタウン美沢D棟」及びその付帯施設等の敷地となっている。
 - (3) 目的土地には駐車場が48台分存在する。
 - (4) 目的土地は、建築基準法上の道路に接面している。
- 3 目的建物（居宅）の現況について
 - (1) 形状は、概ね間取略図のとおりである。
 - (2) 目的建物は、玄関部分の床のたわみ、和室の壁の亀裂、リビングの天井の損傷が見られるほか、経年相当の劣化、損耗が認められる。
 - (3) 目的建物内には、ほぼ動産類は存在しない。
- 4 目的建物（物置）の現況について
 - (1) 形状は、概ね間取略図のとおりである。
 - (2) 目的建物は、経年相当の劣化、損耗が認められる。
 - (3) 目的建物内には、動産類は存在しない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
茨木市役所固定資産税 課職員	目的建物の課税床面積は、共用部分の面積を持分割合で案分したものを含むため、公簿面積より大きくなっています。
マンション管理人	1 目的建物には誰も住んでいません。 2 1階にある附属建物の物置は、マンションの部屋番号に対応しています。
マンション管理会社担 当者	1 管理費等の滞納分については、管理規約により年14.6パーセントの割合による遅延損害金を加算して、買受人に請求することとなります。この遅延損害金は、令和7年5月31日時点で16,342円となります。 2 敷地内駐車場について、照会回答書に「分譲」と記載したのは誤りで、すべて賃貸分となります。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 6月26日 14:30-14:45	大阪法務局北出張所	公図等調査
7年 6月26日 15:00-15:05	中之島図書館	物件確認
7年 6月27日 8:45-9:05	茨木市役所	道路及び課税関係調査
7年 6月27日 9:55-10:20	物件所在地	物件及び占有確認（不在）、照会書投函、管理人から事情聴取
7年 6月27日	執行官室	照会書送付（管理会社）
7年 6月27日	執行官室	照会書送付（債務者兼所有者）
7年 7月10日 13:30-14:00	物件所在地	立入調査（評価人帯同）

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和7年7月10日
目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

登記年月日：昭和46年10月18日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局北大阪支局管轄)
令和7年6月26日 大阪法務局北出張所

(7枚目)

登記官

請求番号：42-3

(1/2)

区建

建築物平面図

家屋番号 80-11-33 建物番号D-503

建物の所在 茨木市美沢町80番地11

S.46.10.18

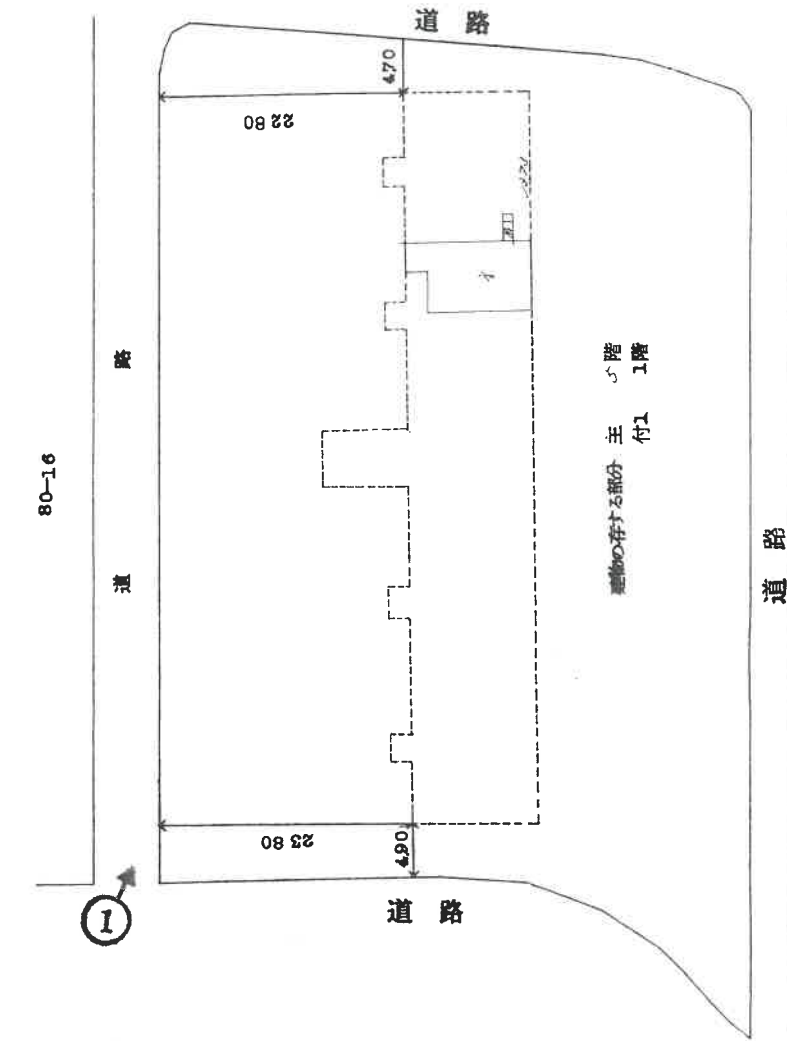
昭和46年10月18日
製作年月日

製作者

申請人

〒570-0000

3166634

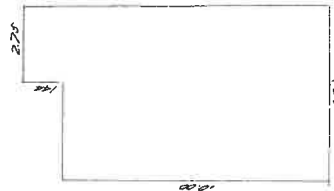


220 108

付1 (1階部分)

220 × 108 = 2,376

A4判に縮小



(←○写真撮影場所・方向)

± (5.78m)

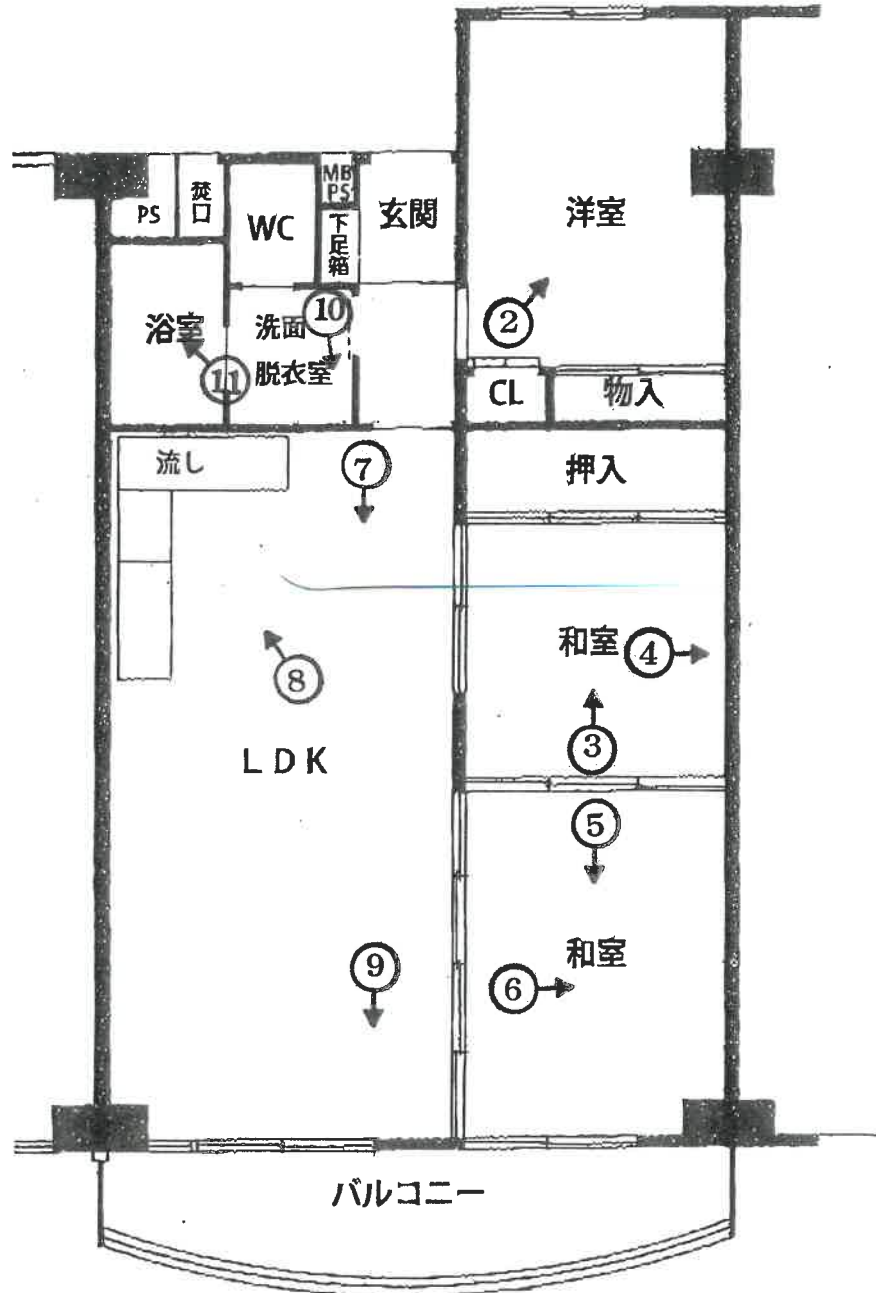
144 × 275 = 3,960
10.00 × 6.25 = 62,500
62,500
66,460

縮尺 1:200 1:500

令和7年（ケ）第145号 間取略図

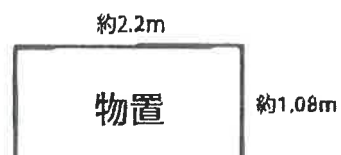


◆専有部分の建物：D-5 0 3（5階）



(←○写真撮影場所・方向)

◆附属建物：符号 1（1階）



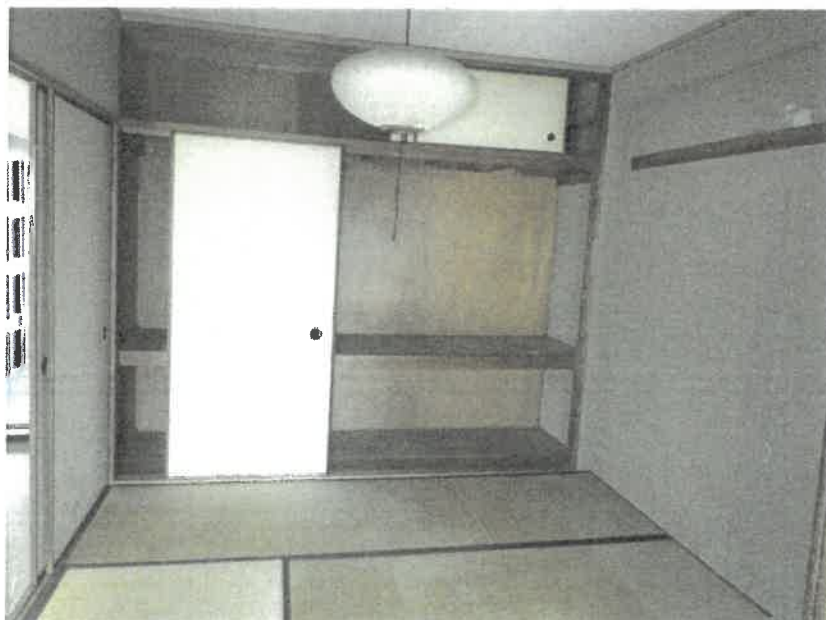


①

目的建物が所在する一棟の建物



②



③



④

和室の壁の亀裂、
損傷



⑤



⑥

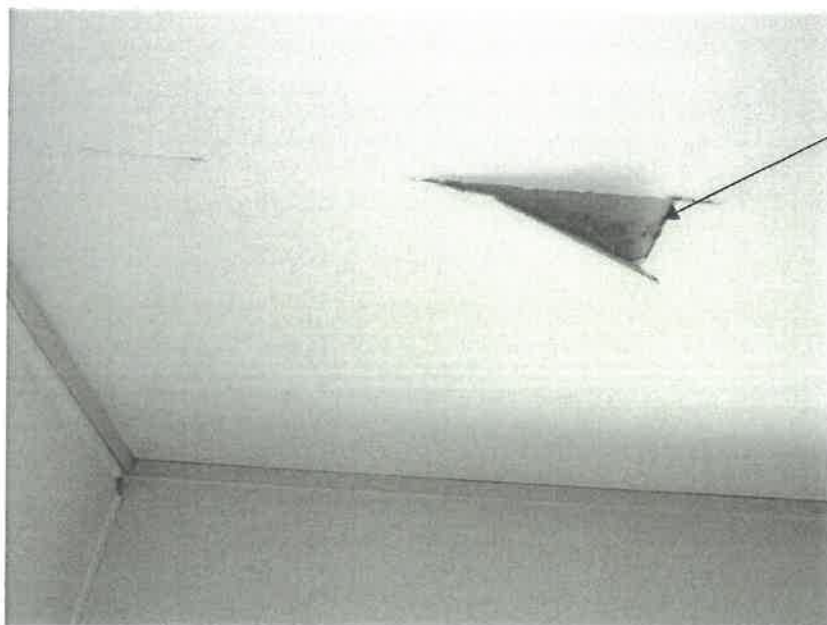
和室の壁の亀裂修
復跡



⑦



⑧



⑨

天井クロスのはがれ



⑩

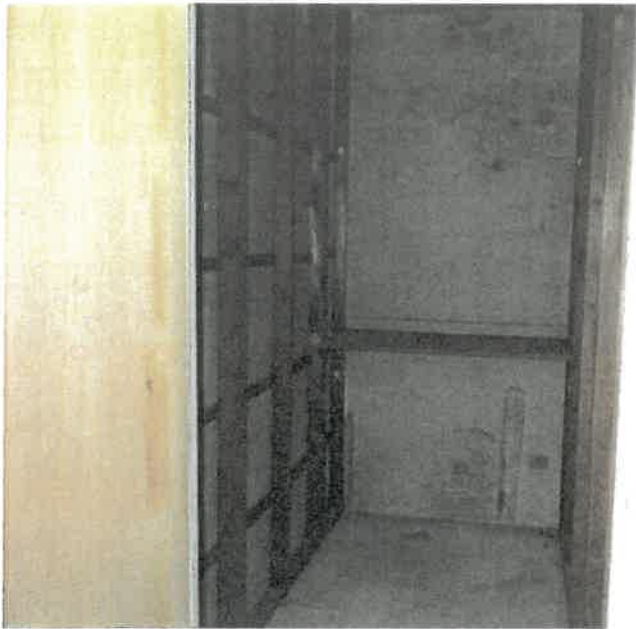


⑪



⑫

1 階の附属建物
(物置)



⑬

1階の附属建物
(物置の内部)

令和7年（ケ） 第145号

令和7年7月10日 現地調査

令和7年7月16日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書

(敷地権(所有権)付マンション)

評価人 不動産鑑定士

北谷 奈穂子

第1 評価額

物件番号	評 価 額
物件1	金 10,470,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	(一棟の建物の表示) 所 在 建物の名称 (専有部分の建物の表示) 家 屋 番 号 建物の名称 種 類 構 造 床 面 積 (附属建物) 符 号 種 類 構 造 床 面 積 (敷地権の目的である土地の表示) 土地の符号 所在及び地番 地 目 地 積 (敷地権の表示) 土地の符号 敷地権の種類 敷地権の割合	物件目録記載のとおり	同左
番号	特 記 事 項		
	特にない		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

位置・交通	阪急京都線 南茨木駅 南東方 道路距離 約700m (別添「位置図」参照)		
付近の状況	共同住宅が建ち並ぶ住宅地域		
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域	
	用途地域	第1種中高層住居専用地域	
	建ぺい率	60%	
	容積率	200%	
	防火規制	準防火地域	
	その他の規制	第6種高度地区、宅地造成工事等規制区域、埋蔵文化財包蔵地「沢良宜城跡」	
画地条件	規模	4,348.46㎡ (登記面積)	
	形状	ほぼ整形	
	間口・奥行	間口約60m(西側)・奥行約84m	
	高低差等	概ね等高	
接面道路の状況	北側	幅員約6.5～6.8m舗装市道 (建築基準法第42条1項1号)	
	東側	幅員約6.1～7.0m舗装市道 (建築基準法第42条1項1号)	
	南側	幅員約6.5～6.7m舗装市道 (建築基準法第42条1項1号)	
	西側	幅員約15.5～16.0m舗装市道 (建築基準法第42条1項1号)	
	接道状況	概ね等高接面・四方路	
土地の利用状況等	現況	14階建の共同住宅の敷地	
	北側	市道	
	東側	市道	
	南側	市道	
	西側	市道	
供給処理施設	上水道	あり	
	ガス配管	あり	
	下水道	あり	
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土壌汚染等	目的土地及び分筆前土地の登記簿・閉鎖登記簿等からは個人・電鉄会社・大蔵省の所有者名及び田・宅地の登記簿地目が確認された。過去の住宅地図によると、昭和46年に目的建物が建築されるまでは、未利用地であった。現在、対象物件を含め周囲に法令上の有害物質使用特定施設はない。また、対象地を含め周辺に土壌汚染対策法上の要措置区域等の指定や府条例の管理区域の指定はない。また、現地調査及びヒアリングからも特段の情報は得られなかった。以上の調査から、目的土地及び周辺土地の利用履歴等から土壌汚染の可能性は低いと判断した。なお土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による正式な(専門)調査を要する。		
特記事項	特になし		

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	南茨木ハイタウン美沢D棟	
建物の用途	共同住宅 総戸数100戸（居宅100戸）	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日 （登記記載） 昭和46年9月6日新築	
	経過年数 約54年	
	経済的残存耐用年数 約6年	
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根14階建	
仕 様	屋 根	陸屋根、仕様不明
	外 壁	吹付タイル等
	その他	—
設 備 等	エレベーター1基、駐車場48台（月額7,500円 現在空きなし）、駐輪場、バイク置場、管理人室等	
建物の品等	普通程度	
管理の形態等	管理組合： 阪急南茨木ハイタウン美沢高層住宅D棟管理組合 管理方式： 委託管理 管理会社： 株式会社エヴァクリーン 管理形態： 常勤	
管理の状況	普通程度	
特 記 事 項	・修繕積立金(令和7年5月31日現在) 42,048,303 円 ・目的建物の建築時期・構造・用途等より、アスベスト含有建材使用の可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の有無等、詳細については専門調査機関による分析調査を要する。 ・検査済証あり ・改修計画は現在ない（令和5年3月に実施済み）。	

(2) 専有部分の概要

構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建	
位 置	5階 D-503 開口部の方位：南向き（中間住戸）	
床 面 積	68.26㎡	
間 取 り	3LDK	
仕 様	天 井	ビニールクロス等
	床	カーペット、畳等
	内 壁	ビニールクロス等
	設 備	キッチン、洗面所、浴室、トイレ
	その他	—
保 守 管 理 の 状 態	やや劣る。経年相応の損傷、劣化が存するほか、玄関部分の床の撓み、和室の壁の亀裂、リビング天井の損傷等が見られる。	
管 理 費 等	管理費	9,000 円(月額)
	修繕積立金	12,000 円(月額)
	滞 納 額	あり（令和7年5月31日現在） 231,000 円(令和6年7月～令和7年5月分)
専有部分の 利用状況等	詳細については現況調査報告書記載のとおり。	
特 記 事 項	・管理会社によれば、管理費等の滞納分については管理規約により年14.6%の割合による遅延損害金を加算して買受人に請求予定とのこと。 ・設備等の稼働の状況を確認したものではない。 ・上記専有部分のほかに、附属建物として物置（2.37㎡）が1階に存する。	

第5 評価額算出の過程

本件においては、積算価格、比準価格及び収益価格をそれぞれ求め、試算価格を調整の上、評価額を後記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

建物の価格に、敷地権価格を加算して、積算価格を試算した。

1 建物の価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

再調達原価 (円/㎡) ア	専有面積 (㎡) ※ イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ(ア×イ×ウ)
240,000	70.63	0.10	1,695,000

※専有面積には附属建物の面積(2.37㎡)を加算している。

イ 専有面積：登記面積による。

ウ 現価率

経過年数 約54年

経済的残存耐用年数 約6年

観察減価 30%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{aligned}\text{現価率} &= \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 6\text{年} / (\text{経過年数} 54\text{年} + \\ &\quad \text{経済的残存耐用年数} 6\text{年}) \} \times (1 - 0.3) \\ &= 0.1\end{aligned}$$

※観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	敷地権割合 オ	敷地権価格 (円) (千円未満四捨五入) カ (ア×イ×ウ×エ×オ)
304,000	1.07	4,348.46	0.95	$\frac{10}{1,000}$	13,437,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 茨木-19

$$\text{公示価格等} \quad \text{時点修正} \quad \text{標準化補正} \quad \text{地域格差} \quad \text{標準画地価格}$$

$$390,000\text{円/㎡} \times 106.8/100 \times 100/100 \times 100/137 = 304,000\text{円/㎡}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
1.00 角地+1	1.00	1.00	1.00	1.00

◇地域格差：

街路	接近	環境	行政	総合 (相乗積)
1.00	1.05 最寄駅距離+4 最寄駅性格+1	1.30 居住環境等+30	1.00	1.37

イ 個別格差：

接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
1.07 四方路+7	1.00	1.00	1.00	1.07

ウ 地積：登記面積による。

エ 建付減価：建物と敷地の状態等を考慮した。

オ 敷地権割合：登記上の敷地権割合による。

3 積算価格 (敷地権付建物の積算価格)

建物価格 (円) ア	敷地権価格 (円) イ	個別格差 (階層・位置・品等) ウ	積算価格 (円) (千円未満四捨五入) エ ((ア+イ)×ウ)
1,695,000	13,437,000	0.98	14,829,000

ウ 個別格差：

階層	位置	品等程度	その他	総合 (相乗積)
0.98 5階/14階建 スキップフロア (EV不停止階)	1.00 南向・中間住戸	1.00	1.00	0.98

II 比準価格の試算

基準階の比準価格 (円/㎡) ア	個別格差 (階層・位置・品等程度) イ	専有面積 (㎡) ※ ウ	比準価格 (円) (千円未満四捨五入) エ(ア×イ×ウ)
251,000	0.98	70.63	17,374,000

※専有面積には附属建物の面積(2.37㎡)を加算している。

ア 基準階の比準価格

近隣地域・同一需給圏内の類似地域にある同類型の区分所有建物の取引事例等を収集分析し、各種補正及び価格形成要因の比較を行って、基準階の専有部分の1㎡あたりの比準価格を下記のとおり査定した。

(取引事例)

番 号	①	②
所 在	茨木市東奈良2丁目	茨木市穂積台
構 造	SRC造	SRC・RC造
階	3F/7F	3F/10F
面 積	約67㎡	約73㎡
建築時期	昭和53年2月	昭和56年3月
取引時点	令和3年8月	令和3年10月
取引形態	競売	競売
事例価格	237,000円/㎡	230,000円/㎡
その他	4DK	4LDK

(比準表)

番号	事例価格 (円/㎡) ア	事情 補正 イ	時点 修正 ウ	標準化 補正 エ	地域品 等比較 オ	建物品 等比較 カ	試算価格 (円/㎡) (千円未満四捨五入)
①	237,000	$\frac{100}{97}$	$\frac{102}{100}$	$\frac{100}{95}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{107}$	245,000
②	230,000	$\frac{100}{99}$	$\frac{102}{100}$	$\frac{100}{93}$	$\frac{100}{90}$	$\frac{100}{110}$	257,000
事情補正：取引形態の種別，取引に介在する特殊事情等を考慮 時点修正：近隣地域の区分所有建物の価格推移の傾向を考慮 標準化補正：取引事例の階層，位置，形状等を考慮 地域品等比較：利便性や周辺利用の状況等を考慮 建物品等比較：建物グレード，築年数，保守管理状況等を考慮						基準階の比準価格 (円/㎡)	251,000

イ 個別格差

前ページの敷地権付建物の個別格差（I 3ウ）と同じ。

Ⅲ. DCF法による収益価格の試算

目的物件は賃貸借に供されている建物ではないが、その潜在的な収益力を把握するために、賃貸借を想定することにより、収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される正味純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法(Discounted Cash Flow法)による収益価格を以下のとおり査定した。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、更に競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるので、必ずしも現行の賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《 DCF法による価格査定表 》

5年間の 有効純収益 現価の合計	正味復帰価格の現価							収益価格
	6年目期末 有効純収益	最終還元 利回り	5年目期末 売却価格	売却費用 売却価格×5%	復帰価格 カ(エーオ)	複利 現価率 割引率 8.0%	正味復帰 価値現価	
	ア	ウ	エ(イ÷ウ)	オ	カ(エーオ)	キ	ク(カ×キ)	ケ(ア+ク)
2,727 千円 (32.2%)	799 千円	9.0%	8,878 千円	444 千円	8,434 千円	0.68058	5,740 千円 (67.8%)	8,467 千円 (100.0%)

ア・イ：分析期間中のキャッシュフロー表参照。

ウ 最終還元利回り： 後述の割引率を参考として対象物件の存する地域の特性及び社会・経済情勢等を考慮の上、上記のとおり査定した。

オ 複利現価率： 複利現価率に用いた割引率は、一般市場における収益物件の標準的な還元利回りを基準として査定した。

《 分析期間中のキャッシュフロー表 》

[単位：千円]

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
ア 収入	支払賃料	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
	共益費収入	108	108	108	108	108
	駐車場収入	0	0	0	0	0
	その他収入	0	0	0	0	0
	可能総収益	1,188	1,188	1,188	1,188	1,188
	空室損失	△ 59	△ 59	△ 59	△ 59	△ 59
	貸倒損失	0	0	0	0	0
	有効総収益	1,129	1,129	1,129	1,129	1,129
イ 支出	維持管理費	108	108	108	108	108
	修繕費	144	144	144	144	144
	公租公課	63	63	63	63	63
	損害保険料	15	15	15	15	15
	その他	0	0	0	0	0
	運営支出合計	330	330	330	330	330
	資本的支出	500	0	0	0	
	総費用合計	830	330	330	330	330
ウ 経費率 (運営支出／可能総収益)	28%	28%	28%	28%	28%	28%
エ 有効純収益	299	799	799	799	799	799
オ 複利現価率 (割引率8.0%)	0.92593	0.85734	0.79383	0.73503	0.68058	
カ 有効純収益の現価	277	685	634	587	544	

IV 評価額の決定

1 試算価格の調整

積算価格・比準価格・収益価格が下記のとおり算定された。

本件においては、市場の取引動向・実態等を考慮して、積算価格に10%、比準価格に80%、収益価格に10%のウェイト付けを施して、端数を整理の上、下記のとおり調整した。

	占有減価前 の試算価格(円) ア	占有減価 イ	試算価格(円) (千円未満四捨五入) ウ＝ア×イ
① 積 算 価 格	14,829,000	1.00	14,829,000
② 比 準 価 格	17,374,000	1.00	17,374,000
③ 収 益 価 格			8,467,000
④ 調整後の価格	16,229,000		

イ 占有減価：

本件の場合は減価不要であり、1.00とした。

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価並びにその他の控除減価（敷金等）を考慮して評価額を求めた。

調整後の 価格(円) ア	市場性 修正 イ	競売市場 修 正 ウ	滞納管理費等 相当額の減価 エ	その他の控除 減価(敷金等) オ	評価額(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ
16,229,000	0.95	0.70	0.97	0	10,470,000

イ 市場性修正： 目的建物の築年数及び構造に鑑みアスベスト含有形成材の使用可能性が存する事等による市場性の減退を考慮した。

ウ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

エ 滞納管理費等相当額の減価： 代金納付に至るまでの管理費等の滞納相当額を割合的に控除した。

オ その他の控除減価(敷金等)：本物件においては特に控除すべきものはない。

第6 参考価格資料

1 地価公示 茨木-19

所 在 : 茨木市松ヶ本町56番1「松ヶ本町5-39」
価 格 : 390,000円/㎡
位 置 : JR東海道本線 茨木駅 南西方 約350m (道路距離)
価格時点 : 令和7年1月1日
地 積 : 2,051㎡
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接面街路 : 北 7.3m 市道、西側道
用途指定等 : 第2種住居地域 (建ぺい率60%, 容積率200%)、準防火地域
地域の概要 : 中高層共同住宅が建ち並ぶ利便性の良い住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 (専有部分) : 2,559,640円
物件1 (附属建物) : 65,973円
土地の符号 1 : 563,038,600円 (持分: 10/1,000)

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図
- 3 地積測量図
- 4 建物図面
- 5 間取略図

以 上
(No. 25-23)

附 属 資 料

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 茨木市美沢町80番地11

建物の名称 南茨木ハイタウン美沢D棟

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 美沢町80番11-33

建物の名称 D-503

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 5階部分 68.26平方メートル

(附属建物)

符 号 1

種 類 物置

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 1階部分 2.37平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 茨木市美沢町80番11

地 目 宅地

地 積 4348.46平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権



物 件 目 録

敷地権の割合 1000分の10







(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
美沢町

請求部	所在	茨木市美沢町				地番	80番11			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局北大阪支局管轄)

令和7年3月27日

大阪法務局

地図整理番号：M45667

登記官

(1/1)

A4判に縮小

登記年月日：昭和45年6月11日

前80-7 後・新80-6a-14

119

昭和45年6月11日

昭和45年6月11日

昭和45年6月11日

地番 80-6 ~ 80-14

土地の所在 茨木市美沢町

作製年月日

作製者

申請人

3165055

残地計算
25941.26 - 18676.23485 = 6265.02515

縮尺 1/2000

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

(日測連11)

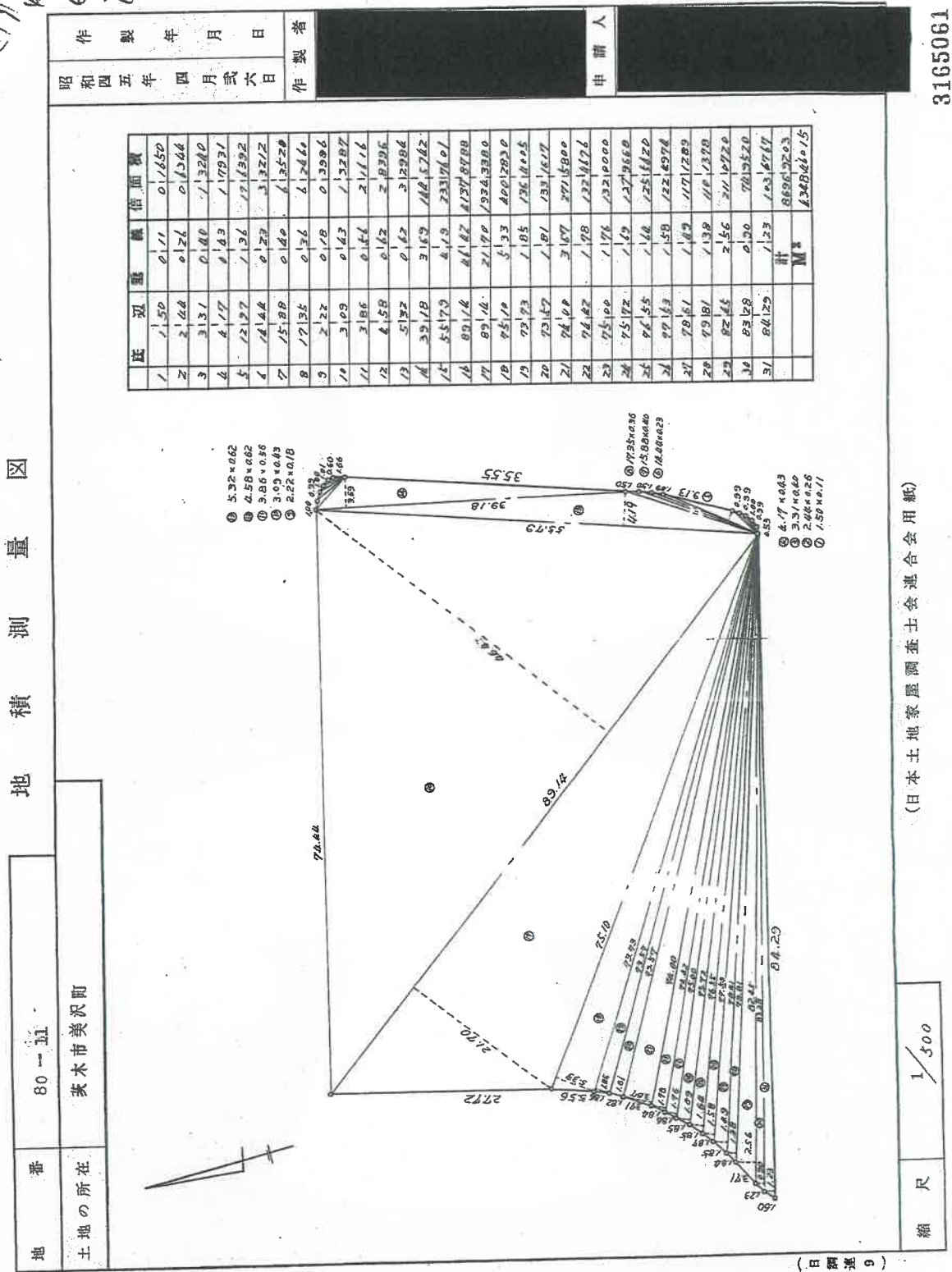
これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
 (大阪法務局北大阪支局管轄)
 令和7年3月27日 大阪法務局

登記官

登記年月日：昭和45年6月11日

これは図面に記録されている内容を証明し、本書面である。
(大阪法務局北土版支部管轄)
令和7年3月27日 大阪法務局

登記官



登記年月日：昭和46年10月18日

区建

家屋番号 80-11-33 建物番号D-503

建物の所在 茨木市美沢町80番地11

建物図面平面図

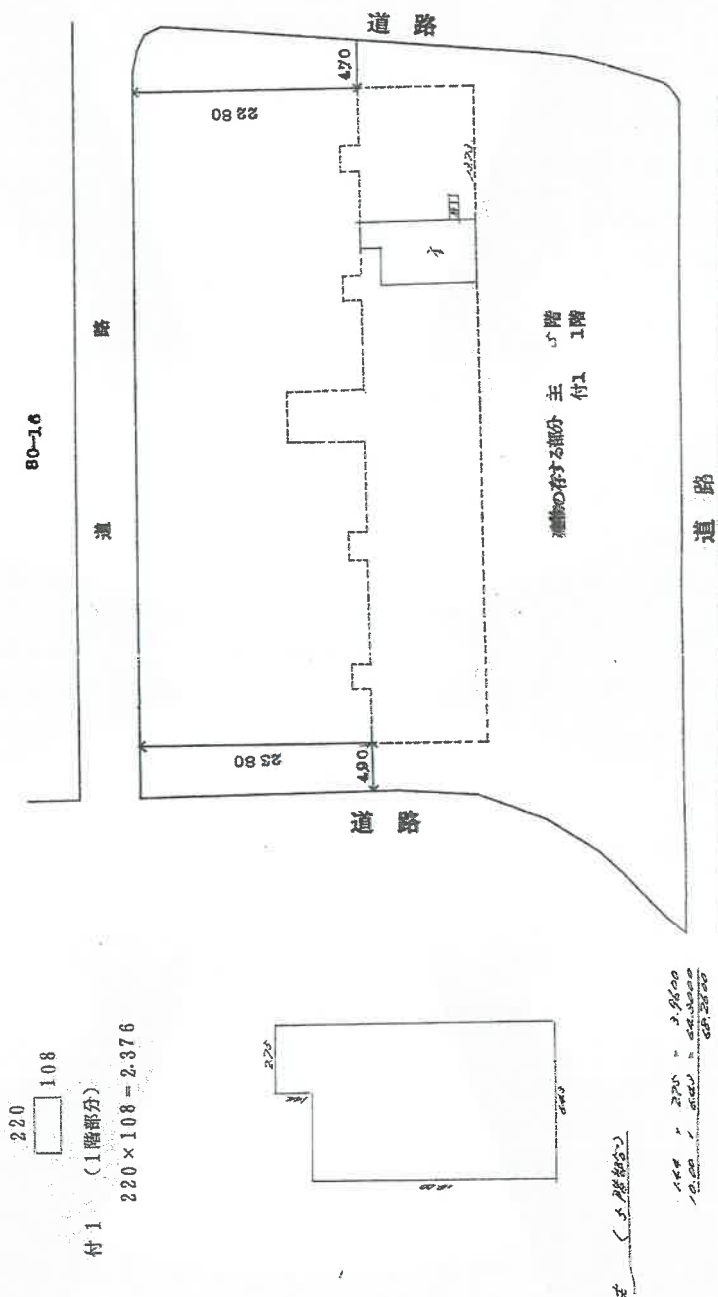
S.46.10.18

作製年月日
昭和46年10月18日

作製者

申請人

3166634



縮尺 1:200 1:500

これは図面に記録されている内容を証明した図面である。

(大阪法務局北大阪支局管轄)

令和7年3月27日 大阪法務局

登記官

A4判に縮小

3166601

昭和四十六年拾月拾八日

昭和46年10月16日	製作者
作製年月日	者製者

申請人

546.60.18

棟全2の
家屋番号
80-11-1
2
80-11-1

建名 階平 圖面 圖面

棟 11-80

美溪町 80番地 11

建区

2F 90-11-1

01-11-08
2

上

2

80-11-21

86-11-30

5F 80-41-31

04-11-08
7

6F

17-11-08

4

15-11-08

09-11-08

19-11-08
-18

80-11-70

76

2

-12-

18-11-08

2

12F ~ 14F 専有部分析

00

11E 20.1.21 ~ 20.11.08

(2/2)

地图整理番号：M45669

登記年月日：昭和46年10月18日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局北大阪支局管轄)

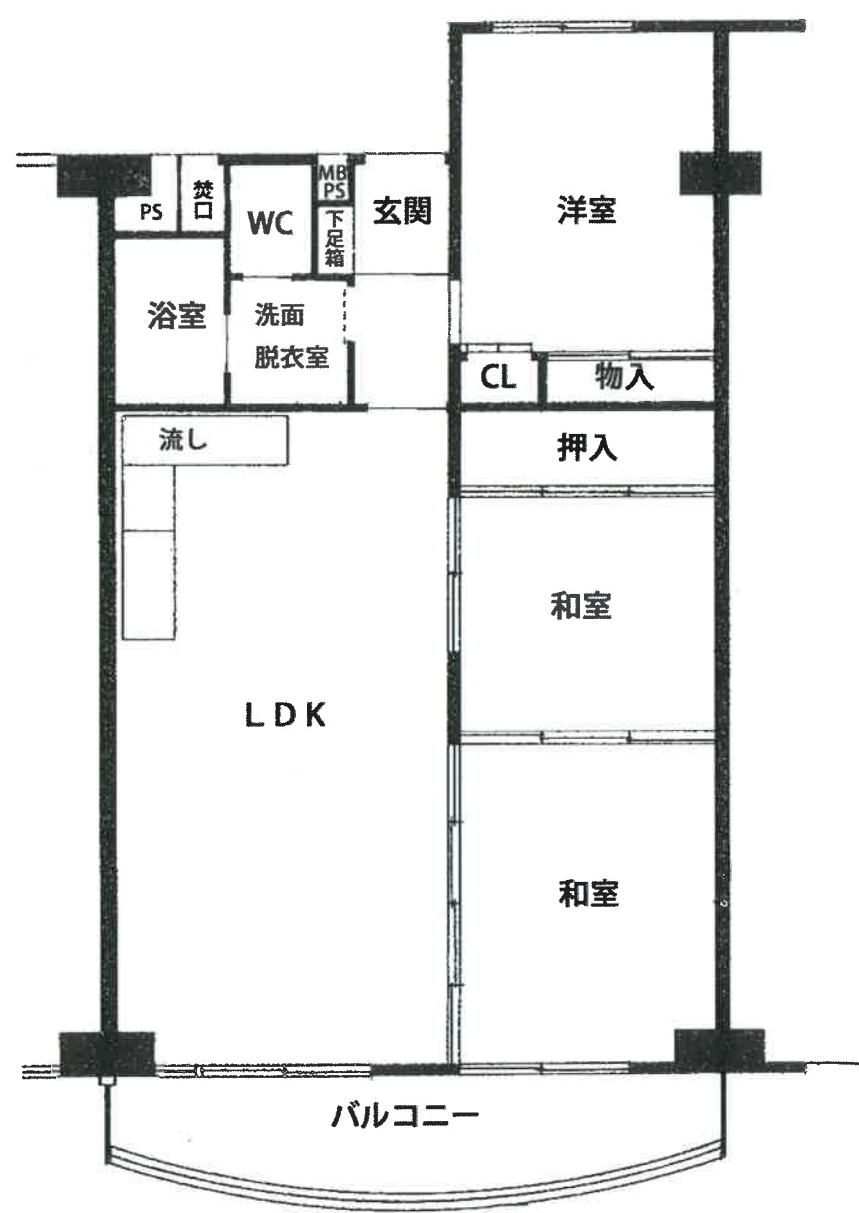
令和7年3月27日

大阪法務局

登記官



◆専有部分の建物：D-503（5階）



◆附属建物：符号1（1階）

